

第6章

基地の現況（その3.防衛省）

《前年度からの主な変更点》

ページ	変更内容	令和5年度版	令和4年度版
—	なし	—	—

(1) 防衛省

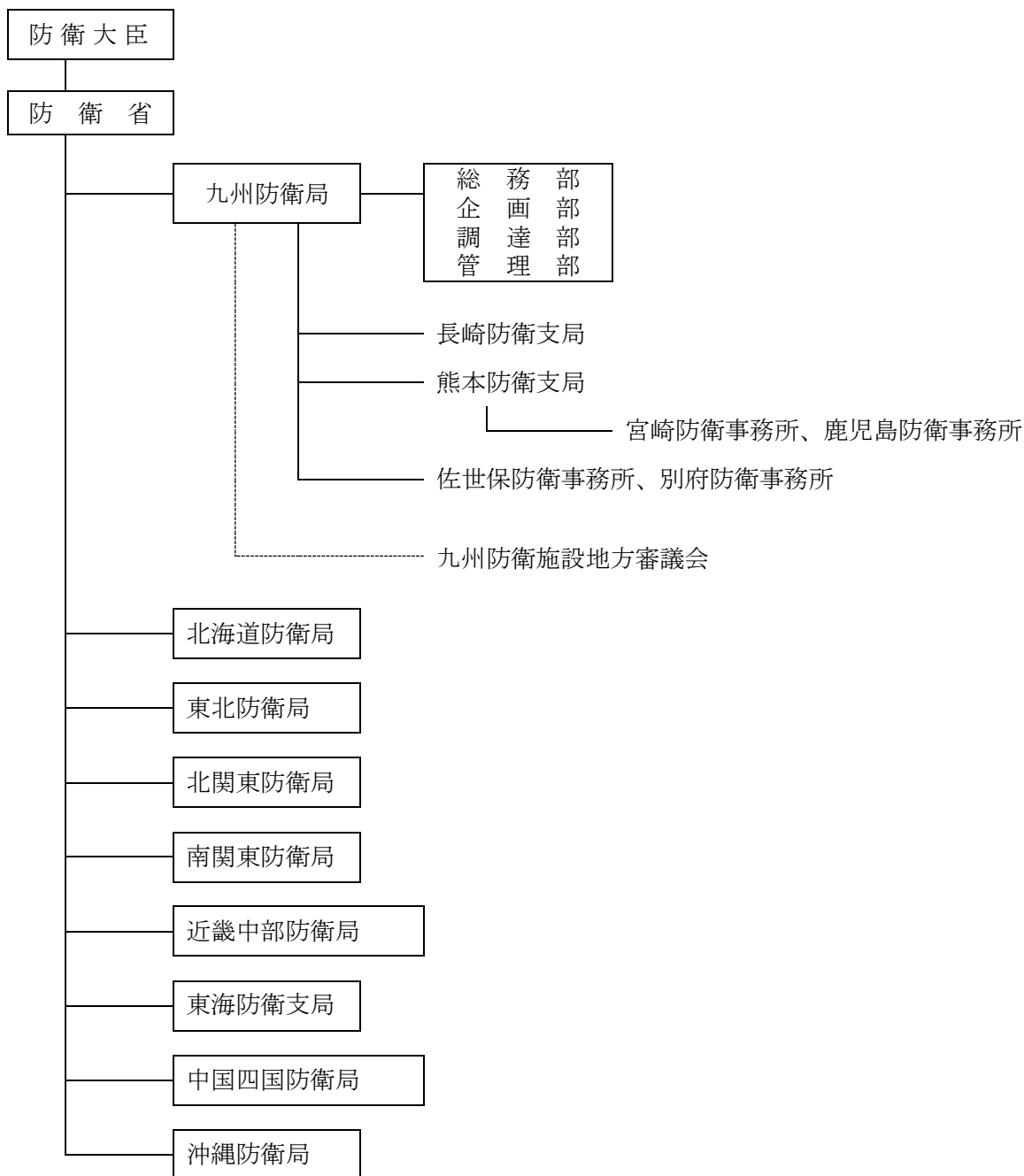
a 使命

自衛隊と在日米軍が使用する演習場、飛行場、港湾などの施設は、わが国の平和を守る基盤となるものであることから、常に安定した状態で使用していく必要がある。

そこで施設があることやそれを使用することによって迷惑をかけないように周辺地域の住民との調和を図っていくことが必要である。

このため、防衛省は、自衛隊や在日米軍と国民とのパイプ役となっているいろいろな業務を行っている。

b 防衛省組織図



c 九州防衛局の業務

九州防衛局 担当部	主な業務内容
総務部	<p>〈在日米軍で働く従業員の労務管理〉 在日米軍の施設には、多くの従業員が勤務しています。これらの従業員を雇用し、その労務管理等を行っています。 このうち、防衛省は、雇用主として労働契約の締結、給与の支払額の決定等を行い、従業員の募集、給与の計算、福利厚生の実施等については、平成14年4月に設立された独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構が行っています。</p>
企画部	<p>〈防衛施設周辺対策〉 自衛隊や在日米軍は、施設周辺のみなさんの暮らしに迷惑をかけないように努めています。 障害を防ぐ工事 航空機の騒音、大型車両の通行、演習場の荒廃などによって生ずる障害を防いだり、軽くしたりするため、市町村などが行う工事に対して助成を行います。 民生安定施設の整備 飛行場、演習場があることによって周辺住民のみなさんに迷惑をかける場合に、市町村などが行う生活環境施設などの整備事業に対して助成を行います。 特定防衛施設周辺整備調整交付金の交付 飛行場や演習場のために、その周辺的生活環境や地域開発の妨げとなり、迷惑をかけている特定の市町村には、交通、レクリエーション、社会福祉など公共用の施設の整備に使用できる交付金を交付しています。</p>
調達部	<p>〈防衛施設の建設工事〉 自衛隊が使用する庁舎、隊舎、港湾施設などや在日米軍が使用する隊舎、家族住宅、消音・汚水処理施設など建築、土木、設備、通信の建設工事を行います。</p>
管理部	<p>〈土地・建物などの取得及び管理〉 自衛隊や在日米軍が、演習場、飛行場、港湾などとして使用する土地などについては、所有者などと話し合っ、買入れや借上げなどを行っています。また、防衛施設の土地や建物などの財産管理（交換、境界確認、測量、財産台帳の整備など）を行っています。</p> <p>〈農業・漁業などの補償〉 自衛隊または在日米軍による航空機の頻繁な離着陸その他の行為により、農業、漁業、林業などを営んでいる方が損失を受けたときは、その損失の補償を行います。自衛隊や在日米軍が海上で演習や訓練などを行ったり、陸上施設の保安などのため一定の水域について期間を定めて漁船の操業を制限又は禁止した場合、漁業を営んでいる方が損失を受けたときはその損失の補償を行います。</p> <p>〈損害の賠償〉 在日米軍の車両などが事故を起こし、第三者を負傷させたり、財産上の損失を与えたりした場合、被害者の損害について賠償を行います。</p>

白 紙